

## 介護保険住宅改修費のご案内

在宅生活の要介護者（要介護認定または要支援認定を受けた方）が、実際に居住する住宅（介護保険被保険者証記載住所の住宅）に手すりの取り付け等の一定の住宅改修を行った場合、申請に基づき居宅介護住宅改修費として改修費の一部が支給されます。支給は、要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に行なわれます。

また、申請は改修前の事前申請と改修後の事後申請（完了届）の2回必要です。

住宅改修の事前申請を行なう前に、本当に本人の自立支援のための動線になっているか、材料や価格は適正か等をご家族やケアマネージャー、信頼のできる施工事業者と相談を重ねましょう。

住宅改修費の支給申請は、事前申請と事後申請の2段階で行うことになっています。

新築または増築は、対象になりません。

### Q：業者に頼まずに 息子が手すりを買ってきて付けてくれた場合は支給されますか？

在宅生活の要介護者であれば、材料の購入費が支給対象となります。材料の販売者が発行した領収書のほか、工事費内訳書（使用した材料の内訳を本人・家族が記載）が必要です。このときも事前申請（住宅改修が必要な理由書や完成後の状態の確認書など）は必要です。必ず、事前に担当のケアマネージャー、担当のケアマネージャーがいない場合は、保健福祉課（あいくる）に相談してください。

※事前申請が必要です。事前申請をせずに着工した場合は支給できませんので、ご注意ください。



## ○対象者（利用できる方）

①介護認定（要支援1～要介護5）を受け、在宅で生活している被保険者の方

！被保険者証資格のみの方、認定結果の結果が非該当（自立判定）の方は給付を受けられません。

## ○支給対象となる要件

- ①介護保険住宅改修費の支給対象となる改修内容であること
- ②ご本人の心身や住宅の状況等からみて、必要な改修と認められること。
- ③厚生労働大臣が定める種類の住宅改修であること。

！被保険者証に記載された現に居住する住宅以外は給付を受けられません。（病院や施設は除く）

## ○住宅改修費の支給限度基準額

- ①要介護度にかかわらず、支給限度基準額は、同一住宅・同一対象者で20万円。
- ②転居した場合は、改めて住宅改修費の支給を受けられます。

※支給金額は工事費の総額20万円まで、その1～2割は自己負担になります。

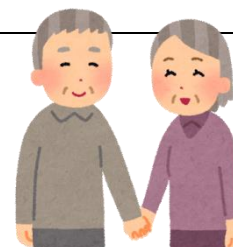
負担割合	支給（上限額）
1割	9割（18万円まで）
2割	8割（16万円まで）

【工事費が25万円の場合の自己負担額】  
 ※限度額を超えた5万円は、自己負担。  
 自己負担総額は、1割負担の方が7万円、  
 2割負担の方は9万円となります。

## ●要介護状態が著しく重くなった場合の例外

- ◆要介護状態が著しく重くなった（3段階以上高くなった）場合は、例外的に、改めて20万円までの住宅改修費の支給を受けられます。ただし、この取り扱いは、同一住宅・同一対象者について1回が限度です。

現在の介護認定の区分	初めて住宅改修を行なった時点の介護認定の区分
要介護5	要支援1、要支援2、要介護1、要介護2
要介護4	要支援1、要支援2、要介護1
要介護3	要支援1



## ○支給方法

- ①償還払い（介護保険法で定めている支給方法です）
- ②代理受領委任払い（登録がある施工業者を利用します）

！受領委任払いは、介護保険料の滞納がなく、かつ給付制限を受けていないことが条件です。

受領委任払いが利用できる事業者は限られています。

！入院中または入所中で退院または退所に際しあらかじめ住宅改修が必要な場合、介護保険料の滞納がある場合などは「償還払い」となります。


### ◆償還払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の全額を支払い、完了届後、改修費の9割から8割を介護保険給付分（上限18万円または16万円）として償還（払戻）を受けるものです。

### ◆受領委任払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の1割または2割を支払い、完了届後、介護保険給付分（上限18万円または16万円）として、施工業者に南幌町が支払うものです。

## ○介護保険住宅改修費の対象となる住宅改修

種類	想定される内容	対象とならないものの例
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等への設置	福祉用具貸与購入にある「手すり」、 老朽化による付け替え
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各 室間の床の段差および玄関から道路ま での通路等の段差または傾斜の解消	式台を設置するなど、 持ち運びが容易なものを 固定する工事 
③滑りの防止・移 動の円滑化等の ための床または 通路面の材料の 変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床 材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更	傷んだ床の張り替えなど老朽化や物 理的化学的な摩耗消耗を理由とする もの、滑り止めマットのように本来置 くだけのものの貼り付け等
④引き戸等への扉 の取替え	扉全体の取替え（開き戸の引き戸・ア コーディオンカーテンへの取替え）、扉 の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置 等、引き戸等の新設（扉位置の変更等 に比べ費用が低く抑えられるもの）	老朽化を理由とするもの、扉がない場 所に扉を新設するもの、間口を広げる ことを目的としたもの
⑤洋式便器等への 便器の取替え	和式便器の洋式便器（暖房・洗浄機能 付き等）への取替え 既存の便器の位置や向きの変更	すでに洋式便器である場合で暖房・洗 浄機能のみの付加は対象外
⑥その他①～⑤の 住宅改修に付帯 して必要な住宅 改修	①手すりの取り付けのための壁の下地 補強 ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設 備工事、スロープの設置に伴う転落 や脱輪防止を目的とする柵や立ち上 がりの設置 ③下地補修や根太の補強または通路面 の路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修 工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事 （水洗化等を除く）、床材の変更	手すりの設置に伴い壁全体のクロス を張り替えた場合は、手すり部分以外 は対象外、和式便器から洋式便器への 取替えに際し、水洗化または簡易水洗 化にする工事、和式便器から洗浄機能 付洋式便器への取替えに伴うコンセ ント設置や水道配管工事等

**必ず、改修前に申請手続きが必要です。**  
住宅改修事前審査決定通知書が交付される前に  
住宅改修をすると住宅改修費が支給されません  
ので、ご注意ください！！

